

役員等報酬規程

社会福祉法人柏井福社会

社会福祉法人柏井福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏井福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事および監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は無給とする。

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

2 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬額)

第6条 役員等の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

各年度の総額 評議員 300,000円

理事・監事 300,000円

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表1 (第4条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出張報酬等	日額 10,000円	5,000円
評議員会出張報酬等	日額 10,000円	5,000円
監事出張報酬等	日額 10,000円	5,000円

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。